

○明石市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成30年3月26日規則第34号

明石市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(設備基準)

第3条 条例第6条に規定する軽費老人ホームを運営する者が備えるべき事業に必要な設備及び備品等の基準は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「省令」という。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、居室の面積の基準については、内法により測定するものとする。

(職員配置の基準)

第4条 条例第7条に規定する軽費老人ホームを運営する者が有すべき軽費老人ホームの事業に従事する職員の職種、員数及び資格の基準は、省令に定める基準をもって、その基準とする。ただし、施設長は、暴力団員等（明石市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）であってはならない。

(運営基準)

第5条 条例第8条に規定する軽費老人ホームを運営する者が従うべき事業の運営に関する基準は、次項から第7項までに定めるもののほか、省令に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、省令第9条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」と読み替えるものとする。

- 2 軽費老人ホームを運営する者は、非常災害に備えて、入所者に必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。
- 3 軽費老人ホームを運営する者は、職員に対する研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容を見直すことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。
- 4 軽費老人ホームを運営する者は、すべての職員に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年1回以上実施し、その記録を保管しなければならない。
- 5 軽費老人ホームを運営する者は、軽費老人ホームの運営について、明石市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。
- 6 軽費老人ホームを運営する者は、その運営について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 7 軽費老人ホームを運営する者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。